発信元：社会保険労務士法人ソレイユ

連載トピックス● ストレスチェック制度のスタートに備えて③

平成 27 年 12 月 1 日から「ストレスチェック制度」がスタートしました。
ストレスチェックを行う義務がある企業（従業員数 50 人以上）では、28 年 11 月 30 日までの間に、対象となる労働者について 1 回目のチェックを行う必要があります。今回は、役割分担を中心に、重要事項を紹介します。

◆◆ ストレスチェック制度の実施体制・役割分担 ◆◆◆

まず、ストレスチェックから面接指導までの大まかな流れを確認しておきましょう。

①質問票を労働者に配布し記入させる（ＩＴシステムを利用してオンラインで実施することも可能）〔下図参照〕
②質問票の回収
③回収した質問票をもとに、医師などの実施者がストレスの程度を評価
④高ストレス者には医師の面接指導を実施
⑤結果の通知・保存

質問票のイメージ

	そうだ	そうあまだ	ちがやう	ちがう
あなたの仕事についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4
⋮				
最近 1 か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 活気がわいてくる	1	2	3	4
2. 元気がいっぱいだ	1	2	3	4
⋮				
あなたの周りの方々についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。				
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？				
1. 上司	1	2	3	4
2. 職場の同僚	1	2	3	4
⋮				

①～⑤がスムーズに行えるように、次のように、それぞれの役割を果たす者を取り決めておく必要があります。

- 制度全体の担当者
  事業所において、ストレスチェック制度の計画づくりや進捗状況を把握・管理します。
- ストレスチェックの実施者（ストレスチェックを実施する者）
  医師、保健師、厚生労働大臣の定める研修を受けた看護師・精神保健福祉士の中から選ぶ必要があります。外部委託も可能です。
- ストレスチェックの実施事務従事者（実施者の補助をする者）
  質問票の回収、データ入力、結果送付など、個人情報を取り扱う業務を担当します。外部委託も可能です。
- 面接指導を担当する医師　　※一人がいくつかの役割を兼ねることも可能です

☆ たとえば、質問票の回収については、医師などの実施者（または実施事務従事者）が回収する必要があり、第三者や人事権を持つ者が、記入・入力の終わった質問票の内容を閲覧してはならないことになっています。役割分担を明確にしておかないと、法令違反になる可能性があります。

発信元：社会保険労務士法人ソレイユ

最新情報● 平成 28 年の制度改正の動向

平成 28 年から、様々な制度改正が行われます。以下で、主に、企業における給与計算などの実務に影響がある改正事項を紹介いたします。

◆◆ 平成 28 年の制度改正の動向 ◆◆◆

＜税制（源泉所得税関係）＞

●**税務関係書類に個人番号又は法人番号の記載が必要**……平成 28 年1月1日～

●**給与収入 1,200 万円超の場合の給与所得控除額の上限を見直し**……平成 28 年1月1日～

概要：

	平成 27 年	平成 28 年
給与所得控除額	・給与収入 1,000 万円超 1,500 万円以下→収入金額×5%+170 万円 ・給与収入 1,500 万円超→245 万円	・給与収入 1,000 万円超 1,200 万円以下→収入金額×5%+170 万円 ・給与収入 1,200 万円超→230 万円

●**非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、当該親族に係る親族関係書類及び送金関係書類を提出又は提示が必要**……平成 28 年1月1日～

＜雇用保険制度等＞

●**被保険者関係の一定の書類又は適用事業関係の一定の書類や労働保険料の申告書などの書類に、個人番号又は法人番号の記載が必要**……平成 28 年1月1日～

予 定 平成 28 年度からの雇用保険率の引き下げを予定

また、65 歳以上の雇用保険の適用拡大・免除対象高年齢労働者の見直しなどの議論も開始されています。

＜健康保険制度＞

●**標準報酬月額の上限の引き上げ、標準賞与額の上限の引き上げ**……平成 28 年4月1日～

概要：

	～平成 28 年3月	平成 28 年4月～
標準報酬月額の上限	第 47 級 121 万円	第 50 級 139 万円
標準賞与額の上限	年度の累計で 540 万円	年度の累計で 573 万円

●**一般保険料率・介護保険料率の引き上げ**……例年、3月分から

〔参考〕傷病手当金の支給額の見直し……平成 28 年4月1日～

概要：

	～平成 28 年3月	平成 28 年4月～
傷病手当金の支給額（1日当たり）	直近の月の標準報酬月額の 30 分の1×3分の2	原則、直近1年間の標準報酬月額の平均額の 30 分の1×3分の2

＜厚生年金保険制度＞

●**保険料率の引き上げ**……9月分から

発信元：社会保険労務士法人ソレイユ

新情報！● 一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策（企業への影響は？）

政府は、11 月 26 日に第３回目の一億総活躍国民会議を開き、一億総活躍社会*の実現に向けた緊急対策を取りまとめました。

＊　一億総活躍社会
約１億 2500 万人のすべての日本国民が活躍できる社会を指しています。
具体的には、「新３本の矢」として、下図のような目標の達成を目指しています（この図は、政府が示した全体像）。

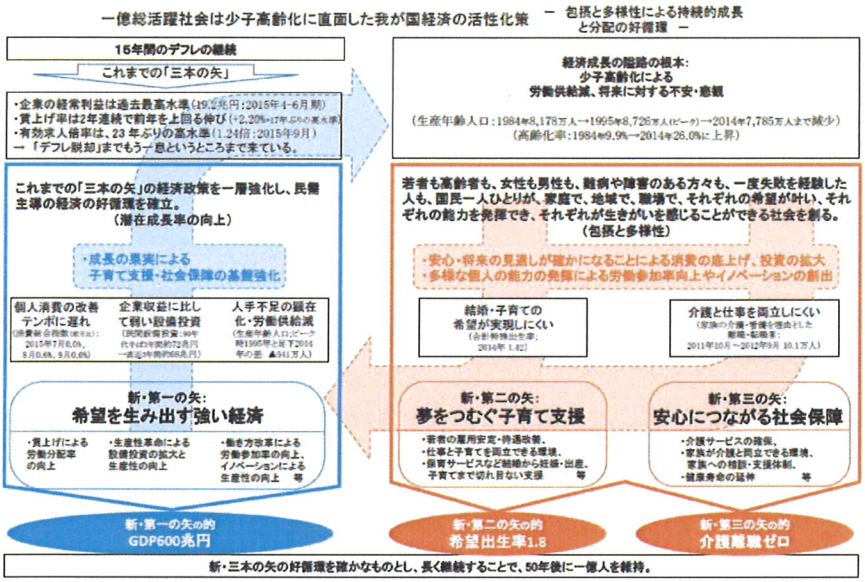

◆◆　一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策　◆◆◆

今回の緊急対策は、基本的に、「特に緊急」に対応すべき施策（今年度の補正予算案で対応）と、来年度以降対応する施策に分類されています。主要なものは次のとおりです。

＜特に緊急に対応すべき施策＞
・GDP 600 兆円に向けて、所得の低い年金受給者に対し、現金給付を行う
・希望出生率 1.8 を実現するために、平成 29 年度末までに保育所などの保育サービスの受け皿を新たに 50 万人分拡充する
・介護離職ゼロに向けて、2020 年代初めまでに特別養護老人ホームやサービスつき高齢者向け住宅など介護サービスの受け皿を新たに 50 万人分拡充する　　など
＜来年度以降対応する施策＞
・消費を底上げするため、最低賃金を、年率３％程度の引き上げをめどとし、全国平均で 1,000 円となることを目指す
・介護では、介護休業を分割して取得できるようにすることや、介護休業中の給付水準を今の 40%から育児休業と同じ 67%程度に引き上げることを検討する

・高齢者の雇用について、高齢者が働きやすい環境をつくる企業などを支援するとともに、雇用保険の適用年齢の見直しを検討する　　など

☆　同会議では、企業に向けて、「企業は、労働者を雇用しており、国民一人ひとりの経済活動・社会生活に強い影響力があるため、積極的な取組が期待される」という見解を示しています。そのための支援（助成金の拡充など）の措置も採られると思いますが、その一方で、企業に負担を求める動きも出てくると思います。